

北海道困難女性等支援調整会議について

【1 設置目的】

困難な問題を抱える女性等の支援のため、地域の関係機関等が支援対象者に関する情報や考え方を円滑に共有し、適切に連携・協力する体制を構築する。

<根拠法令>

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第15条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第5条の2

【2 構成機関等】

北海道、市町村、女性相談支援センター、女性相談支援員、民間支援団体、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、医療機関、保健所、警察、司法関係、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、法務局、人権擁護委員協議会、ハローワーク、その他の関係機関等

<考え方>

既存の会議体の構成機関を基本として、新たに会議を設置する。

○本庁：女性相談援助関係機関連絡会議の構成機関(支援調整会議に移行の上、廃止する予定)

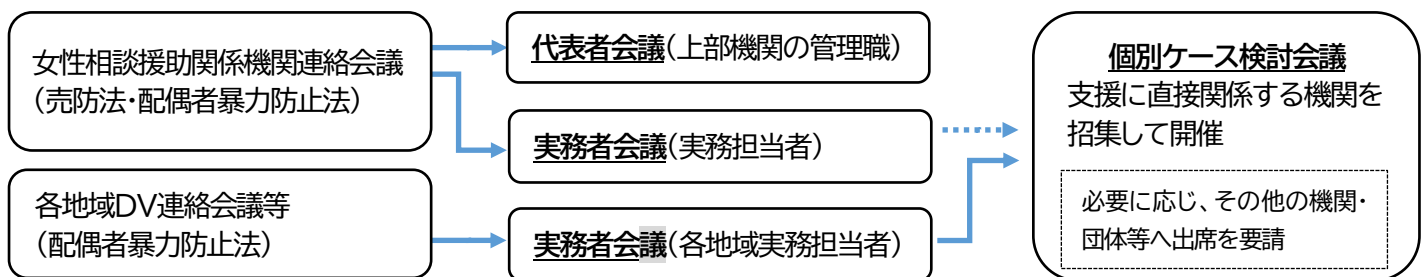
※支援調整会議の設置にあたり、上記の他、一部の機関を追加

○各地域：DV連絡会議等の構成機関のうち困難女性支援に関わる機関

○裁判所については、中立の立場から、個別のケースに関わる実務者会議には参画せず、札幌高等裁判所、札幌地方裁判所、札幌家庭裁判所が代表者会議のオブザーバーとして参加

<既存の会議体との関係>

(既存の会議体)



【3 会議の構成及び役割等】

(1)代表者会議(設置要綱第3条)

構成	役割
○各機関の上部機関 ○女性相談支援員設置市	・関係機関等の円滑な連携の確保のため、各機関の管理職レベルで連携を深め、共通認識の醸成を図ることで、実務者会議や個別ケース検討会議を円滑に運営するための環境整備を行う。 ・地域における実務者会議及び個別ケース検討会議の実施状況を共有するとともに、支援に関する課題などについて、各機関の組織内において情報共有することで、道全体の支援体制の確立、連携強化、対応力の向上に繋げる。 ・市町村支援調整会議の設置促進の観点から、女性相談支援員を設置する市についても構成機関としている。
所掌事項	協議内容
○困難な問題を抱える女性等への支援に関する、実施体制の確認、検証及び評価	道全体の支援状況について、情報共有及び検討を行う。 ・各機関で実施可能な支援策の確認 ・支援の方向性や支援策の適否に係る検証及び評価
○実務者会議や個別ケース検討会議における実施状況の共有	・全道の実務者会議及び個別ケース検討会議の実施状況について情報共有
会議の開催	開催方法
○原則として年1回以上開催	・保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長が主宰

(2) 実務者会議(設置要綱第4条)

構成	役割
<p>○困難女性支援に関わる機関等の実務者</p> <p>※既存の会議の構成機関を基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談援助関係機関連絡会議 ・各地域DV連絡会議等 	<p>実際に支援の現場等で活動する実務者レベルで、各地域における個別ケース全体のフォローや実施状況等の共有を図るとともに、地域の実態や課題等の検討を行うことで、地域における支援体制の確立、連携強化、対応力の向上に繋げる。</p>
所掌事項	協議内容
<p>○個別ケースのフォロー、実施体制の確認、実施状況の共有</p>	<p>個別ケース検討会議を実施したケースに係る情報共有及び検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の進捗状況、支援結果の情報共有 ・各機関で実施可能な支援策の情報共有 ・個別ケース支援に係る課題の検討 ・個別ケース検討会議の実施状況
<p>○困難な問題を抱える女性等の実態把握や支援を行った事例の総合的な把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース検討会議を開催していないケースを含めた、地域の困難女性への支援や課題などの情報共有
<p>○多様な相談支援の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活用可能な地域資源(地域のサービス、居場所等)の情報共有など
会議の開催	開催方法
<p>○必要に応じて開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項がある地域において、女性相談支援センター所長が招集して開催 ・上記以外は、各地域DV連絡会議の場で情報共有・支援の取組の啓発などを行う。

(3) 個別ケース検討会議(設置要綱第5条)

構成	役割
<p>○実務者会議構成機関のうち、ケースの支援に直接関わる機関</p> <p>○上記の他ケースに直接関わりを有する機関等</p> <p>※ケースの状況に応じ、女性相談支援センターが招集する</p>	<p>複数機関による支援の検討が必要なケースについて、支援に直接関わる可能性のある機関が、それぞれ把握している情報を共有し、支援の方策を検討するとともに、当該ケースに関わる各関係機関等の役割や責任、連携のあり方を確認する。</p> <p>また、当該ケースについて、支援が途切れないよう継続的なフォローアップを行う。</p>
所掌事項	協議内容
<p>○一時保護中や女性自立支援施設入所中のケースの状況把握と支援方針の検討</p>	<p>既に一時保護等を行っているケースについて、支援に直接関わる可能性のある関係機関等による支援策の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの抱える困難な状況の把握と情報の共有 ・活用可能な支援策の検討 ・関係機関等の役割分担 ・支援方針の検討 ・個別支援計画の策定
<p>○今後一時保護や女性自立支援施設入所等を検討することが必要となるケースの状況把握と支援方針の検討</p>	<p>一時保護や施設入所による支援に繋げる必要のあるケースについて、支援に直接関わる可能性のある関係機関による支援策の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの抱える困難な状況の把握と情報の共有 ・活用可能な支援策の検討 ・関係機関等の役割分担 ・支援方針の検討 ・一時保護等に繋げるための検討 ・個別支援計画の策定
会議の開催	開催方法等
<p>○必要に応じて開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討の必要が生じた場合に開催 ・関係機関を選定の上、女性相談支援センター所長が招集 ・一時保護等を行う民間シェルターと連携して開催

【4 守秘義務】(設置要綱第6条)

支援調整会議の構成機関等には、守秘義務が課せられている。(個別ケース検討会議に招集した機関等を含む)

北海道困難女性等支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2の規定に基づく「協議会」として、北海道困難女性等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

- 2 前項に掲げる会議のうち、代表者会議、実務者会議の構成員は、困難な問題を抱える女性等への支援に関わる機関に属する者とし、それぞれ別に定める。
- 3 第1項に掲げる個別ケース検討会議の構成員は、会議開催の都度、前項に定める実務者会議の構成員の中から、ケースの状況を踏まえて別に定める。

(代表者会議)

第3条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性等への支援に関する、実施体制の確認、検証及び評価
- (2) 実務者会議や個別ケース検討会議における実施状況の共有

- 2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとし、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長が主宰する。
- 3 代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とするが、必要に応じて非公開とする。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別ケース全体のフォロー、実施体制の確認、実施状況の共有
- (2) 困難な問題を抱える女性等の実態把握や支援を行った事例の総合的な把握
- (3) 多様な相談支援の検討

- 2 実務者会議は、必要に応じて開催することとし、道立女性相談支援センター所長が招集し、主宰する。
- 3 実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一時保護中や女性自立支援施設入所中のケースの状況把握と支援方針の検討
- (2) 今後一時保護や女性自立支援施設入所等を検討することが必要となるケースの状況把握と支援方針の検討

- 2 個別ケース検討会議は、必要に応じて開催することとし、道立女性相談支援センター所長が招集し、主宰する。

- 3 第2条第2項に定める実務者会議の構成機関は、必要に応じて個別ケース検討会議の開催を道立女性相談支援センター所長に求めることができる。
- 4 第2条第3項に定める会議の構成員は、道立女性相談支援センター所長が定めるものとし、また、同条第2項に定める構成機関以外の者についても、道立女性相談支援センター所長が必要と認める場合は、会議に招集し意見を聴取することができるものとする。
- 5 道立女性相談支援センター所長は、個別ケース検討会議の出席者から関係資料の情報提供を求めることができる。
- 6 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(守秘義務)

第6条 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国または地方公共団体の機関 当該機関の職員または職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員またはこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者または当該者であった者

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第23条の規定により、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられる。

(庶務)

第7条 支援調整会議代表者会議の庶務は北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課において、実務者会議及び個別ケース検討会議の庶務は道立女性相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営等に関し必要な事項は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

関係機関の主な支援内容

区分	主な支援内容
検察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者の相談対応 ・ 被害者通知制度、被害者支援制度の実施 ・ 被害者支援機関等の紹介、連絡調整 ・ 刑事事件の捜査・公判における被害者支援
法務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談 ・ 人権侵犯事件として支援機関への必要な支援の要請 ・ 重層的支援に関する個別ケース検討会議の要請、必要な措置の依頼
人権擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談 ・ 相談者の意向に応じた、支援内容や支援機関の紹介
公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業相談、職業紹介 ・ 求職活動支援 ・ 職業訓練 ・ 各種助成金等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種相談業務を通じた支援対象者の把握 ・ 各種支援に関する情報提供 ・ 関係機関等との連絡調整 ・ 一時保護所への入所依頼 ・ 子どもに関する各種相談、支援 ・ 児童手当、児童扶養手当等の手続 ・ 住民票等に係る対応 ・ 国保、国民年金に関する相談 ・ 住宅支援、自立後の見守りや継続支援
福祉事務所 (市及び振興局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく各種支援（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など） ・ 各種入所施設への措置
弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談 ・ 法的アドバイスの提供
日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度や相談窓口の情報提供 ・ 相談内容に応じた弁護士紹介 ・ 民事法律扶助業務 ・ DV等被害者法律相談
医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身のケアに関する情報提供 ・ 医療機関の紹介・調整
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応 ・ 生活福祉資金の貸し付け ・ 生活困窮者の就労支援
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯訪問等による実態やニーズの把握 ・ 相談対応、情報提供 ・ 行政機関との連絡調整

区分	主な支援内容
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等相談対応 ・一時保護（委託） ・自立支援、定着支援 ・同行支援 ・アフターケア
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者対応 ・事件化、指導警告 ・被害者等の避難措置、身辺の警戒 ・被害者等への防犯指導 ・相談対応 ・110番通報システムの情報提供 ・性犯罪被害者の通院同行
振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談対応（電話・来所） ・証明書等の発行 ・関係機関との連絡調整
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい、依存症等、精神保健に係る相談対応 ・女性の健康や、母子保健等に係る相談対応
教育局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における予防教育の促進、児童生徒等への相談支援体制の整備 ・教員、保護者、家庭教育支援者への周知、情報提供 ・学校や市町村教育委員会との連携による同伴児支援 ・教育関係機関への啓発資料等の配付 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用した支援
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴児に関する各種相談等 ・同伴児等の心理診断や医学診断の実施 ・同伴児の一時保護 ・児童虐待、面前DV被害者の子どもへの支援
女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談への対応（電話・来所・メール） ・証明書等の発行 ・一時保護による安全確保、心理支援、自立支援 ・女性自立支援施設への入所による生活支援、自立支援 ・関係機関との連絡調整